

判決年月日	平成26年3月13日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成25年（行ケ）第10226号		
○ 商標登録の無効審判請求において、商標法4条1項10号を理由に本件商標登録を無効にすると審決がなされたところ、いわゆる一事不再理に反するとして、この審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法56条1項、特許法167条

原告は、欧文字の「KAMUI」の標準文字からなる商標を登録商標（本件商標）とする商標権者である。

被告は、以前、本件商標は商標法4条1項10号及び19号に該当すると主張して、無効審判請求を申し立てたが、特許庁は、本件商標は同項10号にも19号にも該当しないという理由で、請求不成立の審決（前審決）をし、同審決は確定している。

本件は、被告から本件商標は商標法4条1項7号又は10号に該当するとの理由で無効審判請求がなされたのに対し、特許庁が、本件商標は同1項10号に該当するとの理由で、本件商標登録を無効にすると審決をしたため、原告がこの審決の取消しを求めた事案である。

原告は、取消事由として、審決の確定効についての判断の誤り（取消事由1）、商標法4条1項10号違反の認定判断の誤り（取消事由2）を主張した。本判決は、取消事由1について、「本件商標が商標法4条1項10号に該当するとの事項についての被告の主張事實は、被告が使用する商標は、本件商標登録の出願時には、被告がゴルフクラブに使用する商標として、日本国内の取引者・需要者に広く認識されており、その状態は本件商標の登録査定時においても継続していること、本件商標は被告が使用する商標と類似すること、本件商標の指定商品は被告の商標が使用されているゴルフクラブと類似することであり、その主張事實は、前審判及び本件審判において同一であると評価できる。」とし、さらに、「前審判と本件審判とでは、被告が使用する商標の周知性を裏付ける主張事實は、ほとんど同一であり、周知性を立証するための証拠は、そのほとんどが同一である。」と判断して、本件審判における本件商標が商標法4条1項10号に該当することを理由とする無効審判請求は、前審決の確定効に反するものとして許されないというべきであり、本件商標が同項10号に該当するとして本件商標登録が無効であるとした本件審決には誤りがあるとして、本件審決を取り消した。